

令和5年7月第165回定例 農業委員会総会議事録

令和5年7月10日(月)
JAグリーン近江八幡東支店 大会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第643号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第644号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第645号 農用地利用集積等促進事業(案)について

報告第397号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について

報告第398号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和5年7月第165回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願ひします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

また、この頃テレビ等見ていると線状降水帯で九州は大変なことになっています。本当に滋賀県はいいところだなということを痛感しております。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員23名、欠席の届出1名(2番、●●委員)より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、7月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和5年7月第165回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

9番 ●●●●委員

11番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろ

しくお願ひ致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第643号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第643号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積139㎡、世帯の経営面積、渡人1.4アール、受人0アールで今回の申請面積1.3アールとなります。渡人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大で現在家庭菜園にて野菜を栽培されています。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積211㎡、世帯の経営面積、渡人4.3アール、受人1.7アールで今回の申請面積を合わせますと3.8アールとなります。渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、受人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、耕作便利、規模拡大で地図上、受人と記載されたところで耕作されており、一体利用される予定です。

番号3、土地の所在地、大中町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,000㎡、世帯の経営面積、渡人669.1アール、受人669.1アールで、同一世帯、親子間の移動であるため経営面積は同じとなります。貸人につきましては、大中町●●番地、●●●●、借人につきましては、大中町●●番地、●●●●、契約内容は使用収益権の設定、貸渡理由、借受理由ともに経営移譲でございます。

番号4、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積420㎡、世帯の経営面積、渡人4.2アール、受人205.6アールで今回の申請面積を合わせますと209.8アールとなります。渡人につきましては、箕面市船場西●丁目●●番●一●●号、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地

法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

（特に補足説明もないようですので、）皆様にお伺いいたします。質問や意見はございませんか。

委 員

（特になしの声）

議 長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第643号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第644号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第644号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和5年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、現況が一部宅地となっています。届出面積398㎡、貸人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、借人につきましては、大津市比叡辻●丁目●●番●一●●●●号、●●●●、外1名、申請地は、西生来町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、自己用住宅で、現在、受人は市外に居住していますが、父親が所有する農地で、実家に隣接していることから当該地を選定され、住宅を建築する予定です。一部北側農地が現在の住宅を建築する際に造成されており、てん末案件ではありますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、西生来町●●番●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積446㎡のうち101㎡、貸人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、借人につきましては、大津市比叡辻●丁目●●番●一●●●●号、●●●●、外1名、申請地は、西生来町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、工事用通路の一時転用で、番号1で申請のあった自己用住宅を建築するにあたり、工事用車両の通路として利用される予定です。なお、一時転用期間は、令和6年12月31日までとなっています。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積345㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、武佐町●●番地、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場及び家庭菜園で、受人は古物商を営んでおり、自宅横の農地を転用し、収集した物品等を置く資材置場と一部を家庭菜園用地として使用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、田、現況

地目、雑種地、届出面積56㎡、渡人につきましては、守山市山賀町●●番地●●、●●●●、成年後見人、●●●●、受人につきましては、草津市若竹町●番●●－●●号、●●●●、●●●●、申請地は、金剛寺町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田小学校」・「金田幼稚園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、既に北側にある倉庫の駐車場として舗装されております。今回、受人が自己用の倉庫及び駐車場として利用される予定で、将来的には自己用住宅を建築する可能性があるとも伺っております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、浅小井町●●番の一部、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積69㎡の内34.74㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積102㎡、合計136.74㎡、貸人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●●、借人につきましては、東町●●番地●●、●●●●●、●●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、住宅等が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、親子間の使用貸借です。転用目的は、自己用住宅で、現在、受人は町外に居住していますが、父親が所有する農地で、申請地北側の実家に近いことから当該地を選定され、住宅を建築する予定です。当該地は、既に造成がされ、露天駐車場として使用されており、てん末案件ではありますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議第 644 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 18番●●●●委員、よろしくお願いいたします。

委 員

去る、6月30日に、議第 644 号 農地法第5条第1項の

規定による申請に対し、許可をすることについて、6番●●●●委員と15番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

はじめに番号1・2の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地で、転用目的は自己用住宅と工事用通路です。隣接農地との境界には、構造物を設置し土砂の流出を防ぎます。雨水については、北側に集水し、市道道路側溝に放流されることから、隣接農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、武佐町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地がないことから、特に問題ないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4・5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第5条許可申請5件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

事務局、成年後見人の補足説明をしていただけますか。

事務局

番号4の案件になります。●●●●さんという方が契約行為等その他諸々の意思決定判断能力がないということで、成年後見人に変わりに判断してもらい、弁護士や司法書士や社会福祉士が選定されますが、そういった判断の能力がない方について成年後見人制度を利用して、自分の財産等を守っていくというような手続きをされた方でございます。

議 長

他に質問等ございませんか。

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長

それでは次に
議第 645 号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第645号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積等促進計画(案)の提出があったので、意見を求める。上記の議案を提出する。令和5年7月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

4Pをご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業において、滋賀県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回は全て地権者が農地中間管理機構を通じて耕作者に貸付ける案件で14件でございます。いずれも始期は9月1日となっております。

なお、番号6～13につきましては、期間が2年4ヶ月となっておりますが、借受人である「農事組合法人●●●●」が他で借受けている農地の終期に合わせるために期間の短い設定となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、番号1についてのみ紹介させて頂きますことをお許し願います。

番号1、農地中間管理機構に権利の設定をする者、●●●●、土田町●●番地、権利を設定する土地、土田町●●、田、2,285㎡、設定する権利の種類については、賃借権、水田、始期は令和5年9月1日、終期は令和15年12月31日、10年4カ月、借賃は10アールあたり10,000円でございます。権利の設定を受ける者につきましては、農事組合法人、●●●●でございます。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 645 号 農用地利用集積等促進計画(案)については、
原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは、次に報告第 397 号 農地法第5条第1項第6号
の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 398
号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第397号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地
転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条
の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報
告する。令和5年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、小船木町●●一●、畑、188㎡、同じく
小船木町●●、畑、187㎡、受理日及び受理番号、令和5年6月
14日、503番、渡人につきましては、大阪府箕面市箕面●丁
目●●一●、●●●●、受人につきましては、小船木町●●、●
●●●、理由につきましては、露天駐車場、売買でございます。

続きまして、報告第398号、その他の専決報告について、農
地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和5年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地形状変更申出について、①西生来町●●番●、田、44
6㎡を畑届、届出人、西生来町●●番地●、●●●●、令和5年

6月19日受理、②円山町●●番、田、832㎡を畑届、届出人、円山町●●番地、●●●●、令和5年6月20日受理でございます。

2、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、6月審査会、26日審査、今回は全て更新の案件で6件認定されました。以上、報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第397号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第398号その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 　　（特になしの声）

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第165回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 　　午前1時50分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員